

三豊市監査委員告示 第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項の規定に基づき工事監査（随時監査）を執行したので、その結果に関する報告、意見等を地方自治法第 199 条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 4 年 12 月 16 日

三豊市監査委員 片 桐 正 文

三豊市監査委員 詫 間 政 司

令和4年度

工事監査（随時）結果報告書

三豊市監査委員

三 監 第 130 号  
令和 4 年 12 月 13 日

三 豊 市 長 山 下 昭 史 様  
三 豊 市 議 会 議 長 浜 口 恭 行 様  
三豊市教育委員会教育長 長 尾 卓 也 様

三豊市監査委員 片 桐 正 文  
三豊市監査委員 詫 間 政 司

令和 4 年度工事監査（随時）結果について

地方自治法第 199 条第 5 項の規定により工事監査（随時）を執行したので、その結果  
に関する報告及び意見を同条第 9 項及び第 10 項の規定により、次のとおり提出する。

## 第1 基準に準拠した旨

監査委員は、三豊市監査基準（令和2年三豊市監査委員告示第4号）に準拠して監査を行った。

## 第2 監査の種類

工事監査（地方自治法第199条第5項の規定による監査）

## 第3 監査の対象

令和3年度に施工した建設工事のうち、農政部・建設部以外の関係所管課施工の工事を監査対象とし、特に規模の大きかったもの1件を抽出した。

監査対象工事

所管部課名	工 事 名	契約金額 (円)	請負業者	工 期
教育委員会事務局 スポーツ振興課	令和3年度三豊市総合体育館改修工事	653,400,000	田中・富士・壺谷特定建設工事 共同企業体	令和3年6月29日 ～ 令和4年3月30日

## 第4 監査の着眼点

工事の設計、仕様、積算、契約、施工、監督が適切かつ効率的に執行されているかどうか、また、検査が速やかに執行されているか等を主眼とした。

## 第5 監査の主な実施内容

監査対象工事の所管課から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに、関係職員等から説明を聴取するなどして実施した。また、現地調査においては、竣工状況の確認等を行うため、関係職員等の立会いを求め、現地で説明を聴取した。

なお、技術面について適正な執行がなされているかを監査するため、公益社団法人 大阪技術振興協会に調査を委託し、技術士の派遣を求め、専門的見地から書類調査及び現地調査を行い、その意見を参考とした。

## 第6 監査の実施場所及び日程

監査期間 令和4年10月3日から令和4年10月4日まで

### (1) 書類調査

ア 日 程 令和4年10月3日（月）午後1時30分～  
令和4年10月4日（火）午前10時15分～

令和4年10月4日（火）午後1時00分～

イ 実施場所 三豊市役所西館大会議室

## （2）現地調査

ア 日 程 令和4年10月4日（火）午前9時00分～

イ 実施場所 三豊市総合体育館

## 第7 監査の結果等

関係書類については、おおむね適正に整備されており、工事現場の施工状況についても設計図書に基づきおおむね適正に執行されていたが、一部について意見を付すべき点が見受けられた。

今後とも、工事の施工にあたっては、法令等を遵守し、厳正かつ適切な執行に努めていただきたい。

なお、技術士による工事技術調査報告書の概要（意見等抜粋）は以下のとおりである。

### ○技術士による工事技術調査報告概要（意見等抜粋）

#### 【総 評】

今回の技術調査では、書類、図面、工事記録、材料証明などの多量の資料が非常に明確に整理のうえ準備されていたことに敬意を表する。監督員、監理業務受託者、請負者とも建築における細かいところまで目を配っていた。これらのことから、監査を実施した工事は概ね適正に実施されていたと認められた。

#### 【講 評】

工事が完成し、供用開始している案件についての技術調査であり、書類調査では管理、監督、施工管理を調査した。所要の書類が整理されていた。写真も要所で適切に撮影記録されていた。

委託管理者による管理・監督について、月次報告書が作成提出され、定例会議議事録、打ち合わせ記録、監督員からの指示書の記録もされていた。

個別工種工事の施工計画書、仮設計書の事前チェックを仕様書と照合し、工事に行うべき立会や検査も記録されていた。

積算、契約、施工管理とも大きな問題はない。設計変更契約、手続きも適正に行われていた。元々の体育館は良い施工をされており、今後は雨漏りや結露などの経過観察を継続されていけば問題ないと思われる。

総合仮設計図面での仮設受電や分電盤配置、送電経路、仮設給排水設備の表示などの意見を述べた。今回は結果的に必要とはならなかったが、今後の施工物件では防水工事での水張り試験を行うこと等を意見として提言した。

各種工事での検査確認はもれなく行われ、アスベスト調査も確認されていた。

## 【意見】

### (1) 総合仮設計画図について

総合仮設計画図について、工事用電力仮設受電位置や容量、電線や分電盤の配置、仮設給水設備の位置や配管径、工事用排水設備などを明示されたい。

### (2) 記録写真について

工事看板の記録写真が残っていなかったが、監督員、委託監督員とも確認している。今後は忘れずに写真撮影されたい。

### (3) 水張り試験・散水試験について

防水工事における水張り試験や屋根金属板葺きの箇所の散水試験を行い漏水がないことを工事中に確認しておくことなどは行っていないが、台風による大雨を2度経験した折に漏水がないことを確認したということであった。

今後の工事監理においては、特にドレイン周囲の漏水に注意して、水張り試験や散水試験をされたい。竣工した建屋では問題は発生していないのは事実であるが、工事中に発見できれば後日のトラブルを防止できるからである。

### (4) 経過観察について

正面玄関ホールの吹き抜けになっている天井部で、屋根は今回改修対象ではない区域であるが、天井仕上げに漏水跡のような汚れがあるので、経過観察をされたい。屋根改修工事を行った範囲についても時折点検が必要と思われる。